

川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎支部との災害時における応急救護活動に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県柔道整復師会川崎支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲）の実施
- （2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用の弁償等）

第3条 甲は、この協定に基づく応急救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）応急救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）応急救護活動に携行した衛生材料等を使用した場合のその費用
- （3）応急救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護活動計画の策定及び提出）

第5条 乙は、応急救護活動を実施するために、災害時応急救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時応急救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

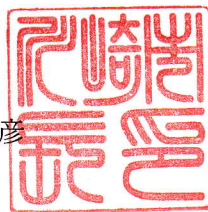
(適用)

第7条 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定（平成8年10月17日締結）は、廃止する。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦



乙 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会川崎支部
支部長 関口 浩

